

長起第1236号-1

令和2年8月6日

地域密着型介護サービス事業所管理者 様

米子市長寿社会課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した運営推進会議及び  
介護・医療連携推進会議の開催について（お知らせ）

平素は、本市高齢者福祉行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

・地域密着型介護サービス事業所が行う運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下、運営推進会議等）については、令和2年6月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の開催について（お知らせ）」により令和2年7月1日から取扱いを変更していましたが、鳥取県内の感染者が続けて確認され、鳥取県版新型コロナ警報が発令されたことから「鳥取県西部において警報が発令されている期間」に限り臨時的な取扱いを認めることといたします。

なお、今後は鳥取県版新型コロナ警報発令時において同様の取扱いといたします。

記

1 鳥取県新型コロナ警報発令時（西部地区）の取扱いについて

厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」において、文書による情報提供・報告、延期、中止等、柔軟に取り扱えることとされており、本市においても会議の開催を中止し、文書による報告も可能とする。

2 鳥取県新型コロナ警報解除時（西部地区）の取扱いについて

上記1の取扱いにより、延期した場合は、運営基準に従い開催をすることを原則としますが、警報期間が数カ月等、長期にわたる場合は開催すべき期間に含めない取扱いとします。

なお、開催にあたっては従来どおりマスクの着用や体温測定の依頼、会議中の換気等の感染症対策を行ってください。また、報告のみの事項については事前に文書を渡して当日の議題を絞る等、可能な限り短時間で行えるような配慮もお願いいたします。

担当 米子市長寿社会課  
介護保険担当 足立・荒松  
電話：23-5156